

第3回直接対話 対話記録（全社公表事項）

項目と内容

No.	資料名	頁	行	項目				質問内容	回答
1	募集要項							提案書に関するプレゼンテーションにおいてどのような仕様・環境で行われるのでしょうか？プロジェクター等で映写する方式であればプレゼン時は別途PPTなど使用してデータを作成するのでしょうか？その場合はPPTなどのレギュレーションを教えてください。 立面パースを示したい場合、動画資料の提示は可能なのでしょうか。動画資料が可となる場合、弊社での提案資料の見直しを考えています。	プレゼンテーションの概要、設備機器等は後日通知しますが、プレゼンテーションは提案書に記載の範囲内で説明を行うこととし、資料の配布やパネル、模型の利用は認めません。プレゼンテーション用ソフト（パワーポイントなど）を利用した説明は可とすることを想定していますが、説明に用いる語句、図面及び画像は提案書に記載されているものに限ります。 動画資料の提出を認めるかについては、本日のご意見を踏まえ、審査委員と協議のうえ結果をお知らせします。
2	要求水準書	17 21	20 31	3	3	1	(10) (2)	防災機能としての備蓄庫には、『市の防災に関する計画等を参考に受託者が必要と判断とする備品を、受託者自らが常時用意する』と解釈しますが、保管期限がある物に関しては、受託者が交換し更新管理をするとの解釈で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
3	募集要項等に関する質問回答(令和4年12月6日)	2		26				「受水槽、キュービクルを除いて400㎡以上を確保してください。休憩施設に関する要求水準を満たした上で、休憩施設に必要な設備であれば建物に含めることは可能とします。」とありますが、休憩施設に関する要求水準を満たせば、受水槽、キュービクルは400㎡の中に入れてもよいという解釈でよろしいでしょうか。受水槽、キュービクルは屋外の設置でもよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問回答(令和4年12月6日(一部令和4年12月8日))のとおり、受水槽、キュービクルを除いて400㎡以上を確保が必要です。原則、キュービクルは屋内設置としておりますが、屋外設置を禁止するものではありません。
4	要求水準書	22		表				バス乗降スペースにつきまして、乗車スペース及び降車スペースを「それぞれ」設置することと記載されておりますが、分けて確保することが必須でしょうか。	乗降双方の機能が確保できれば1か所でも可とします。
5	要求水準書	22		表				バス乗降スペースにつきまして、駐車するように車両に対してパースとして確保する必要があるか、乗り降りする人に対してのスペースが確保できることで足りるでしょうか。	乗り降りする人に対してのスペースが確保できていれば良いこととします。要求水準書を修正します。
6	要求水準書	23	25	3	4	(2)	2)	道路施設の電気、水道、ガスに係る契約は県が直接行うとありますが、これら費用は県が直接プロバイダーに支払う（事業者はプロバイダーと契約しない）理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	要求水準書	27	5	3	5	(5)		「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の緑被率を満たすこととありますが、神奈川県所有の敷地と茅ヶ崎市所有の敷地を合わせた面積で考えてよろしいでしょうか。シンボルツリー等を設置する場合、緑被率の計算は投影面積より算定することでよろしいでしょうか。交流広場にシンボルツリーを設置する場合、交流広場の面積に入れてもよいという解釈でよろしいでしょうか。また、交流広場を芝生化する場合の芝生は緑地面積に含めることでよろしいでしょうか。	緑被率は、神奈川県所有の敷地と茅ヶ崎市所有の敷地を合わせた敷地全体で「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の緑被率を満たしてください。募集要項等に関する質問回答(令和4年12月6日(一部令和4年12月8日))No41も合わせてご確認ください。シンボルツリーを設置する場合においても、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」に植栽地に必要な樹木本数が記載されているのでそちらをご確認ください。シンボルツリーは交流広場の面積に含まず、交流広場の芝生は緑被率に含めることはできません。
8	要求水準書	34	20	5	3			『工事着工届は道路施設（県部分）及び地域振興施設（市部分）のそれぞれにおいて提出すること』との文面内容確認に対し、令和4年12月6日のご回答では道路施設（県部分）については「工事着手届」「着工」共に、令和6年4月1日以降とされ、地域振興施設（市部分）に関しては受託者に委ねると回答されました。近隣住民の方々や第三者の方への影響を最小限にする為にも、一体敷地での事前準備や仮設・盛土計画等を進める事が最良かと考えますが、具体的にどの工事内容までは道路施設（県部分）において事前着手が可能か、お教えてください。	道路施設（県部分）は国庫補助金を活用することを予定しているため、費用が発生するものについては令和6年4月1日以降の着手となります。
9	様式集及び記載要領	1	6					提案内容を補足する別添補足資料を添付することは出来ないとのことですが、関心表明書や提案前協定書などの書類は別添資料として添付してよろしいでしょうか。	関心表明書や提案前協定書の添付は可とします。ただし、提案書の補足資料や実績、根拠資料の添付等、実質的に提案内容と同視される内容の添付は不可とします。

10	様式集及び記載要領	5		様式1-1				参加表明書 構成企業の欄に印鑑の欄が2つあります。代表者欄については、茅ヶ崎市競争入札参加登録における代表者（もしくは受任者）の代表者印であると理解しておりますが、商号又は名称についてはどの印鑑を想定されておりますでしょうか。	商号又は名称には押印せず、応募グループの構成企業、協力企業の企業毎に代表者印のみ押印ください。
11	様式集及び記載要領	-	-	-	-	-	-	(様式1-1) 参加表明書 「2. 構成企業」以降の各企業の押印欄2ヶ所を1カ所にしても良いか。	良いです。 商号又は名称には押印せず、応募グループの構成企業、協力企業の企業毎に代表者印のみ押印ください。
12	様式集及び記載要領	-	-	-	-	-	-	(様式1-11) 資格審査の付属資料提出確認書 <共通事項> NO.1 主要業務実績リストとは、様式1-2、1-3、1-6～1-10にある実績を記載することでよろしいでしょうか。	様式1-2、1-3、1-6～1-10において実績を記載するので、主要業務実績リストの提出は行わなくても構いません。
13	別添資料1			区域図				別添資料1区域図と、11/21公表の用地測量図で境界が異なっているかと思われませんが、どちらを正とすべきでしょうか。	用地測量図を優先としてください。
14	その他							道の駅名称についてホームページで募集、獲得票数の最も多かった案を名称とするとなっておりますが、この場合、受託者が考えるコンセプトと施設名称が合わないことが危惧されます。この選定について受託者が関わる事が出来ないのでしょうか。	名称は市民の公募、投票により決定することとしていますので、できません。
15	その他							提案書に関するプレゼンテーションにおいてどのような仕様・環境で行われるのでしょうか？	プレゼンテーションの概要、設備機器等は後日通知しますが、プレゼンテーションは提案書に記載の範囲内で説明を行うこととし、資料の配布やパネル、模型の利用は認めません。プレゼンテーション用ソフト(パワーポイントなど)を利用した説明は可とすることを想定していますが、説明に用いる語句、図面及び画像は提案書に記載されているものに限ります。